

岩手県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ13人以内、4人以内及び21人以内とする。</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第3条 防災会議に、幹事51人以内を置く。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ13人以内、4人以内、23人以内及び6人以内とする。</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第3条 防災会議に、幹事59人以内を置く。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。